

⑨ 令和6年3月31日以前に開発事前協議が受け付けられたものはこの手引きの対象外

奈良市

開発事前協議における ごみ集積施設設置の手引き

令和6年4月

奈良市 環境部 収集課

1 ごみ集積施設設置に係る協議について

奈良市内で行われる開発において、居住者の排出する家庭ごみを円滑に処理するためには、開発区域内に利便性の高い適切な構造の集積施設を設置していただく必要があります。

本書は、奈良市開発指導要領第 20 条に規定するごみ集積施設の設置について、ポイントを整理し取り扱いを示すものです。開発者は本書に基づいて設置を計画してください。

なお、本書の記載事項は原則的な基準であり、開発事案の個別事情により記載事項以外の内容でも協議が必要となる場合があります。開発地における円滑なごみの排出のため、開発者は柔軟に対応をいただきますようお願いします。

なお、民間事業者に収集を委託する場合は、ごみ集積施設の構造や配置については、本書の基準は適用されませんが、居住者の利便性や安全性に配慮した集積場所を設け、奈良市の分別に従って排出するよう居住者に案内してください。

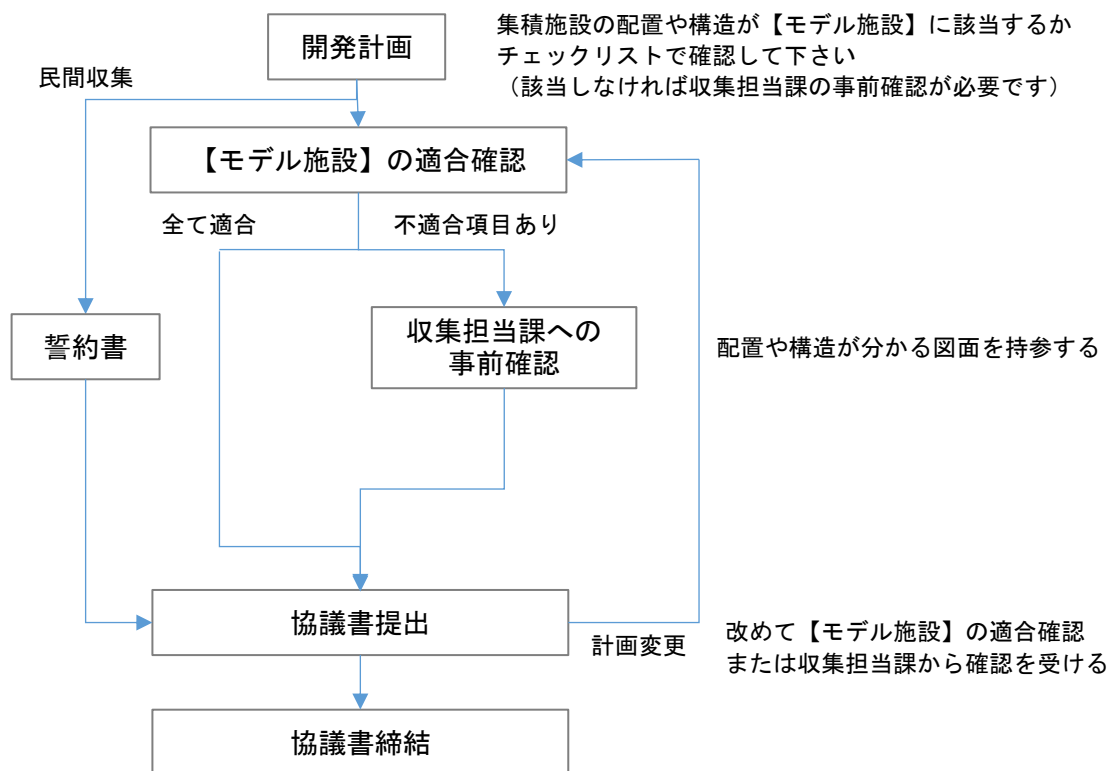
2 奈良市のごみ収集

奈良市が収集を行う集積施設においては以下の頻度を基準に収集を行っています。

燃やせるごみ	燃やせないごみ	プラスチック製容器包装	再生資源
週 2 回	隔週 1 回	週 1 回	月 1 回

収集頻度を維持するため、ごみ集積施設の構造や配置については、居住者の排出の利便性と収集作業のしやすさに重点を置いた基準となっています。開発においても、それらを考慮した計画としていただくようお願いします。

3 ごみ集積施設の設置に関する協議の流れ



4 【モデル施設】について

次のリストは、開発指導基準の規定を基にモデルとなる集積施設の配置・構造を示したものです。リストのうち、厳守項目以外の項目については、7で示す開発指導基準の規定の範囲で、各収集担当課の確認を受けて、形状等を変更することができます。

また、リストの全ての項目に適合する集積施設【モデル施設】の場合は、収集担当課への事前確認は不要ですが、協議書提出後に開発事案の個別事情により再検討を求める場合がありますので、予めご了承ください。

事前協議手続きの流れやモデル施設の適合の確認は以下へお問い合わせください。

収集課 TEL:0742-71-3012
住所：奈良県奈良市左京5丁目2番地

[モデル施設に関するチェックリスト]

<集積施設に関する共通基準>

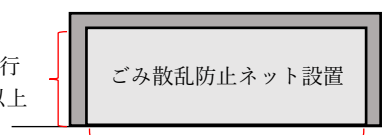



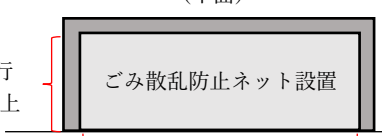
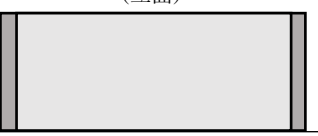
	内 容	確認
配置条件	集積施設の間口が道路に面している	(厳守) <input type="checkbox"/>
	集積施設の間口が面する道路は収集車が開発区域外へ通り抜けることができる もしくは (戸建て住宅の場合)通り抜けはできないが直径 13m以上の真円状の転回広場を開発区域内に1カ所設けている もしくは (共同住宅の場合)通り抜けはできないが開発区域内において、一回の切り返しで集積施設の間口前に収集車を付けて安全に作業できる位置に集積施設を設けている	(厳守) <input type="checkbox"/>
	集積施設の間口の前に収集車が容易に停車し、安全に作業できる。	(厳守) <input type="checkbox"/>
	集積施設周辺の道路上には収集に支障を及ぼす障害物がない (例) 電柱、標識、ガードレール等	(厳守) <input type="checkbox"/>
	開発計画に事業所が含まれる場合は家庭から排出されるごみと事業所から排出されるごみの集積施設を明確に区分している	(厳守) <input type="checkbox"/>
形状・構造条件	集積施設の間口と面する道路の間に歩道や10cmを超える段差がない	<input type="checkbox"/>
	集積施設の間口と面する道路の間に溝がある場合は滑り止め加工された蓋が設置されている	(厳守) <input type="checkbox"/>
	集積施設の形状は長方形である	<input type="checkbox"/>
	集積施設の間口以外の3面(左右及び背面)に高さ1m以上のコンクリート又はコンクリートブロック積みの壁が設置されている	(厳守) <input type="checkbox"/>
	集積施設内の床面はコンクリート張りで排水を良好にするための傾斜を設けている	(厳守) <input type="checkbox"/>
	周辺の環境に違和感をもたらさないよう十分配慮されている	(厳守) <input type="checkbox"/>
	集積施設の間口に扉等が設けられていない	<input type="checkbox"/>
	集積施設に集積用を設置する場合は、ごみ散乱防止ネットなどであり什器や容器などの重量物ではない	<input type="checkbox"/>
各集積施設が隣接する場合は、高さ1m以上のコンクリート又はコンクリートブロック積みで、仕切りとなる壁を設けている	<input type="checkbox"/>	

<家庭ごみ集積施設に関する基準>

家庭ごみ集積施設が共通基準と以下の基準に適合する場合は収集担当課との協議を省略できます。

	内 容	確認
配置条件	概ね計画戸数25戸につき1カ所設置している(共同住宅の開発を除く)	(厳守) <input type="checkbox"/>
	(6戸以下の場合)1カ所あたりの有効面積は1.00㎡以上である	(厳守) <input type="checkbox"/>
	(併用をしない場合でかつ7戸以上の場合)集積施設の有効面積は当該集積施設を利用する住戸数×0.15㎡以上である(ワンルームマンションの開発で併用をせず、16戸以上の開発の場合は2.33㎡+(計画戸数-16)×0.075㎡以上である)	(厳守) <input type="checkbox"/>
	集積施設の間口が面する道路の幅員は6m以上である	(厳守) <input type="checkbox"/>
	(家庭ごみ)集積施設の利用者は設置場所から半径約100m以内に居住している	<input type="checkbox"/>
	間口の最低有効寸法は、 (7戸未満の場合)1.0m以上である (7戸以上15戸未満の場合)1.5m以上である (15戸以上の場合)2.0m以上である	(厳守) <input type="checkbox"/>

[モデル施設に関するチェックリスト]

形状・構造条件	以下の基準をすべて満たしている。(寸法は有効) (7戸未満)	(平面)	(立面)	□
	有効奥行 1.0m以上			
	有効間口 1.0m以上			
	(7戸以上 15戸未満の場合)	(平面)	(立面)	
	有効奥行 1.0m以上			
	有効間口 1.5m以上			
	(15戸以上の場合)	(平面)	(立面)	
	有効奥行 1.2m以上			
	有効間口 2.0m以上			

<再生資源集積施設に関する基準>

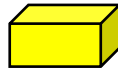
再生資源集積施設が共通基準と以下の基準に適合する場合は収集担当課との協議を省略できます。

	内 容	確認
配置条件	計画戸数が 30 戸以上である	□
	集積施設の間口が面する道路の幅員は 6m 以上である	(厳守) □
	(集積施設の設置数が 2 か所以上の場合) 集積施設 1 か所の利用戸数は 50 戸未満である	□
	利用者の全てが徒歩で安全に往来できる箇所に再生資源集積施設を設置している	□

例①～③のいずれかの形状で、それぞれの基準をすべて満たしている（寸法は有効）



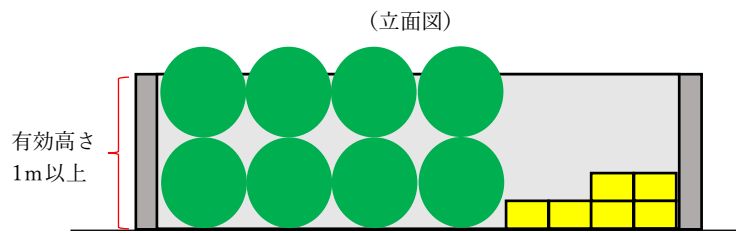
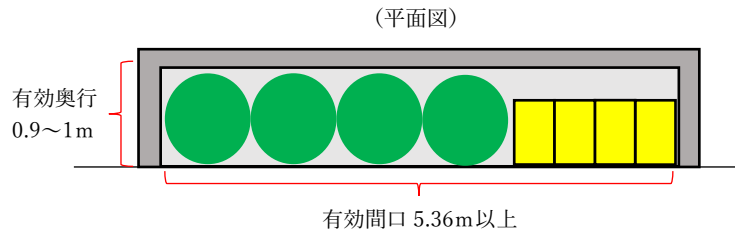
網袋（缶・ペットボトル用）
縦 0.9m
横 0.9m



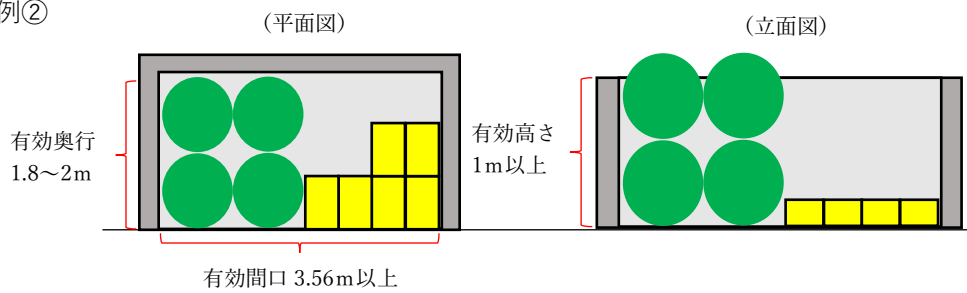
コンテナ（びん用3種類・紙バック用1種類）
縦 0.44m
横 0.65m
高さ 0.32m

形状・構造条件

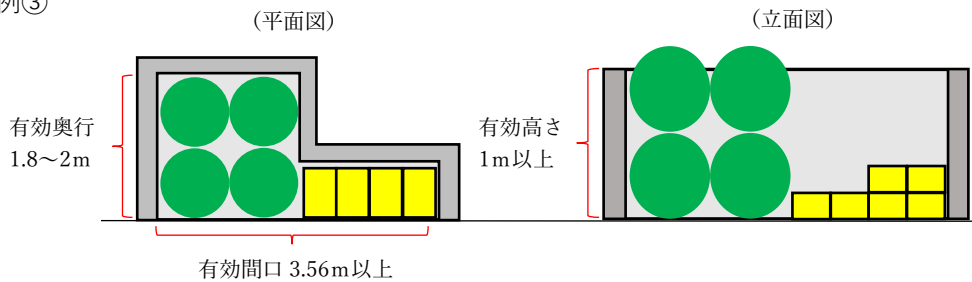
例①



例②



例③



※厳守項目の基準は変更することができないため、必ず適合するよう計画してください。

※厳守項目ではない基準は、開発指導基準の規定の範囲において各収集担当課の確認を受けることにより、形状や配置を変更することができます。

5 収集担当課への確認について

以下の例のように【モデル施設】と異なる条件の集積施設の設置を計画する場合は、開発指導基準の規定の範囲で各収集担当課から確認を受けてください。

- 集積施設の形状が長方形でない場合
 - 集積施設の有効奥行が【モデル施設】以上である場合
 - 共同住宅における開発で、開発区域内において、一回の切り返しでゴミ集積場の間口前に収集車を付けて安全に作業できる位置に集積場を設置する場合
 - 集積施設の間口と道路の間に段差がある場合
(例) 斜面地等に集積施設を設置する、集積施設間口と道路の間に歩道がある。
 - 集積施設に構造物を設置する場合
(例) ごみストッカー、扉、屋根の設置等を行う。
 - 転回広場を開発区域内に複数設ける場合
 - 各集積施設の併用を行う場合
 - 収集の際に集積施設内に収集車が進入する必要がある場合
 - 再生資源集積施設を2か所以上設置する場合
 - 計画戸数が30戸未満であるが、再生資源集積施設を設置する。
 - 計画戸数が30戸未満の場合において、再生資源集積施設についての既存利用について地元同意等を得られない場合
 - 計画戸数が16戸未満の共同住宅であるため、大型ごみの集積スペースを示す場合
 - 計画戸数が16戸以上の共同住宅であるため、大型ごみ集積施設を設置する場合
 - 大型ごみ集積施設(スペース)の有効間口または有効奥行が1m未満の場合
- 各集積施設の確認については以下へお問い合わせください。

収集課（家庭ごみ集積施設及び再生資源集積施設の構造・図面について）	TEL：0742-71-3012
	住所：奈良県奈良市左京5丁目2番地
廃棄物対策課（再生資源集積施設新設判断及び既存再生資源集積施設の位置について）	TEL：0742-71-3001
	住所：奈良県奈良市左京5丁目2番地
まち美化推進課（大型ごみ集積施設について）	TEL：0742-71-3003
	住所：奈良県奈良市左京5丁目2番地

6 協議書の添付書類について

ごみ集積施設の設置に係る事前協議書を提出する際には、以下の内容を明記した図面を添付してください。

- 付近見取図
- 土地利用計画平面図(設置を計画している各集積施設を図示およびその利用戸数を明記)
- 施設詳細図(設置を計画している各集積施設の平面図・立面図・断面図)

【計画に応じて要する書類】

- 同意書(別紙様式1)
- 誓約書(別紙様式2)

(別紙様式1)

同意書

以下の開発計画に係る入居者が排出する 家庭ごみ・再生資源 については、別紙記入位置の 家庭ごみ集積施設・再生資源集積施設 を使用することに同意します。

開発者名

開発番号

開発区域

事業名称

計画戸数

備考

--

年 月 日

集積施設管理者

氏名

(別紙様式2)

誓約書

年 月 日

奈良市長

開発者 住所

氏名

下記の開発計画に係る入居者が排出する家庭ごみ・再生資源・大型ごみの収集は、一般廃棄物収集運搬業許可業者との契約によりおこない、将来的にも当該契約を継続します。

また、奈良市の家庭ごみ・再生資源の分別に基づく収集契約とし、入居者にも分別を指導徹底いたします。

記

開発番号

開発区域

事業名称

計画戸数

以上

7 開発指導基準（抜粋）

第9 家庭ごみ集積施設、再生資源集積施設及び大型ごみ集積施設（以下「集積場」という。）に関する基準

（要綱第11条（8）、要領第20条関連）

1. 要領第20条（1）で別に定める基準については、次の事項に留意する。
 - （1）原則、開発区域内において、転回広場を設けることとする。
 - （2）転回広場の直径は13メートル以上とし、形状は真円状とする。
2. 要領第20条（2）で別に定める基準については、次の事項に留意する。
 - （1）開発区域内において、収集車が一回の切り返しでごみ集積場に横付けをして安全に作業できる位置に集積場を設置することとする。
 - （2）集積場は、進入口から5メートル以内に設置することとする。
3. 要領第20条（3）で別に定める基準については、次の事項に留意する。
 - （1）道路との段差は10cm以内とし、段差が発生する場合は協議を行うものとする。
4. 要領第20条（5）で別に定める基準については、次の事項に留意する。
 - （1）家庭ごみ集積施設は、共同住宅を除いて概ね計画戸数で25戸につき1か所設置すること。
 - （2）再生資源集積施設は、共同住宅を除いて概ね計画戸数で30戸から50戸までに1か所設置することとし、計画戸数が50戸以上である場合は、概ね50戸につき1か所設置すること。
 - （3）家庭ごみ集積場は、設置場所を中心とした半径約100メートルを利用範囲とし、当該集積場利用者すべての住宅が利用範囲に含まれるよう設置すること。
 - （4）再生資源集積場は、設置場所を中心とし、徒歩で安全に往来できる箇所を利用範囲とし、当該集積場利用者すべての住宅が利用範囲に含まれるよう設置すること。
5. 要領第20条（8）で別に定める基準については、次の事項に留意する。
 - （1）集積場の設置要否については、原則として次の表のとおりとする。

集積施設	計画戸数		
	15戸未満	15戸～29戸	30戸以上
家庭ごみ	新設	新設	新設
再生資源	既存利用	既存利用	新設

- （2）家庭ごみ集積施設については既存利用について地元同意を得られたときは、前号の限りでない。

- (3) 共同住宅の開発においては、大型ごみを集積するスペースを確保すること。
- (4) 計画戸数が30戸未満の場合において、再生資源集積施設については既存利用について地元同意等を得られない場合においては、開発区域内で基準第9の7(2)で示す30戸未満における集積用具の設置場所を示し、別途協議するものとする。
- (5) 共同住宅の開発については、計画戸数によらず家庭ごみ集積施設を必ず設置すること。
- (6) 各集積施設は、作業員の作業に支障が生じない場合に限り、併用出来ることとし、併用をする場合は別途協議を行うものとする。
- (7) 要領及び基準を満たす集積施設を設置できない場合は、一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を委託すること。
- (8) 一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を委託する場合は、すべての集積物(家庭ごみ、再生資源、大型ごみ)の収集を委託すること。
- (9) 一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を委託する場合であっても、市が定める分別方法により適正な排出を行うこととし、当該集積施設の利用者に指示すること。
- (10) 併用をしない場合の集積施設に必要な有効面積については、次の表のとおりとする。

集積施設	建築物		戸数	面積
家庭ごみ	戸建住宅		6戸以下	1.00㎡以上
			7戸以上	計画戸数×0.15㎡以上を最低面積とする。
	共同住宅	ワンルーム以外	6戸以下	1.00㎡以上
			7戸以上	計画戸数×0.15㎡以上
		ワンルームマンション	6戸以下	1.00㎡以上
			7戸以上 15戸以下	計画戸数×0.15㎡以上を最低面積とする。
		16戸以上	$2.33 \text{ m}^2 + (\text{計画戸数} - 16) \times 0.075 \text{ m}^2$ 以上を最低面積とする。	
再生資源	戸建住宅		30戸未満	基準第9の7各号を満たす規模とすること
	共同住宅		30戸以上	
大型ごみ	共同住宅	ワンルームマンション以外	16戸未満	開発区域内で大型ごみの集積場所を示し、別途協議するものとする。
			16戸以上	3.00㎡以上
		ワンルームマンション	16戸未満	開発区域内で大型ごみの集積場所を示し、別途協議するものとする。

			16戸以上	2.00㎡以上
--	--	--	-------	---------

(11)共同住宅において、家庭ごみ集積施設と大型ごみ集積施設の併用を行う場合の集積施設に必要な有効面積については、次の表のとおりとする。

建築物	戸数	面積
ワンルーム 以外	6戸以下	1㎡以上
	7戸以上 15戸以下	2.25㎡以上
	16戸以上 30戸以下	2.50㎡+(計画戸数-16)×0.20㎡以上を最低面積とする。
	31戸以上 40戸以下	5.50㎡+(計画戸数-30)×0.20㎡以上を最低面積とする。
	41戸以上 60戸以下	8.00㎡以上
	61戸以上 80戸以下	8.50㎡以上
	81戸以上	9.00㎡以上
	ワンルーム	6戸以下
7戸以上 15戸以下		2.25㎡以上
16戸以上 30戸以下		2.60㎡+(計画戸数-16)×0.10㎡以上を最低面積とする。
31戸以上 40戸以下		4.00㎡+(計画戸数-31)×0.10㎡以上を最低面積とする。
41戸以上 60戸以下		5.50㎡以上
61戸以上 80戸以下		6.00㎡以上
81戸以上		6.50㎡以上

(12)再生資源集積施設と他の集積施設の併用を行う場合は、開発区域内で基準第9の7(2)で示す各計画戸数に応じた集積用具の数量の設置規模を満たした設置場所を示し、別途協議するものとする。

6. 要領第20条(9)で別に定める基準として、家庭ごみ集積施設の形状及び構造については、次の事項に留意する。なお、次の各号に掲げる事項における寸法は全て有効寸法とする。

(1) 原則として形状は長方形とすること。

- (2) 原則として間口以外の3面（左右及び背面）には、高さ1メートル以上のコンクリート又はコンクリートブロック積みの壁を設置すること。
- (3) 床はコンクリート張りとし、排水を良好にするため傾斜をもたせ、道路に接する部分に溝がある場合は必ず滑り止めのある蓋を設けること。
- (4) 周辺の景観に違和感をもたらさないよう十分配慮すること。
- (5) 間口に扉を設置する場合は、原則として引き戸とし、開扉状態を維持可能なものを設置すること。
- (6) 間口の最低有効寸法については、次の表のとおりとする。

計画戸数	7戸未満	7戸以上 15戸未満	15戸以上
間口	1.0m以上	1.5m以上	2.0m以上

- (7) 既製品のごみ集積用具を設置する場合などをのぞき、ごみ散乱防止のためのネットを必ず設置すること。
 - (8) 扉や屋根等を設置する場合の形状及び構造については、開口部（集積施設が外部に面する壁や屋根などに設ける出入り口部分）の高さ及び間口は有効辺長で2.7メートル以上とすることとし、照明設備を設け、換気については安全に収集が可能なように配慮すること。
7. 要領第20条（9）で別に定める基準として、再生資源集積施設の形状及び構造については、次の事項に留意する。なお、次の各号に掲げる事項における寸法は全て有効寸法とする。

- (1) 形状及び構造においては、前項（1）から（5）までの基準を準用する。
- (2) 次の表のとおり、配布する数の集積用具を設置できる規模とすることとし、家庭ごみ・大型ごみと再生資源集積施設を併用する場合は、排出や収集の際に支障がないようにすること。

集積用具	計画戸数	30戸未満	30戸以上	50戸以上	100戸以上
			50戸未満	100戸未満	
コンテナ (ガラスびん用3種類)		3箱	5箱	7箱	10箱
コンテナ (紙パック用1種類)		1箱	1箱	1箱	2箱

網袋 (缶・ペットボトル用)	2袋	8袋	10袋	14袋
-------------------	----	----	-----	-----

(3) 設置する集積用具の形状は次の表のとおりとする。

集積用具	寸法		
	縦	横	高さ
コンテナ	44 c m	65 c m	32 c m
網袋	90 c m	90 c m	

- (4) 開発区域内に2か所以上設置する場合、1か所あたりの規模は(2)表中の計画戸数30戸未満の列に示す数量の集積用具を設置できる規模以上とすることとし、再生資源集積施設を必ず設置することとする。
- (5) 間口は1.5メートル以上とすること。
- (6) 集積用具は中身の入った状態で置くことができ、かつごみ出し及び収集作業に支障がないよう必要に応じて通路を確保すること。
- (7) やむを得ない場合に限り、同種の再生資源を集積する用具のみ重ね置きを認めるものとする。ただし、段数は2段までとすること。
- (8) 扉や屋根等を設置する場合の形状及び構造については、開口部(集積施設が外部に面する壁や屋根などに設ける出入り口部分)の高さ及び間口は有効辺長で2.7メートル以上とすることとし、照明設備を設け、換気については安全に取集が可能ないように配慮すること。